

厚生労働省への意見（パブリックコメント）

1. すべてのゲノム編集技術応用食品・添加物に対して予防原則にもとづく規制をすべきです。2018年7月に欧州司法裁判所が示した判断に則り、予防的措置としてすべてのゲノム編集技術応用食品・添加物に安全性審査の手続きを求め、申請書類を開示してください。
2. ゲノム編集技術応用食品・添加物の届け出は、開発者の自発的な届出に任せるのではなく、義務付けてください。輸入品についても届出を義務付けてください。また、安全審査が終了した遺伝子組換え技術応用生物の後代交配種は届出不要とされていますが、これも届出を求め、公表してください。
3. 消費者の選択の権利のためには、食品表示が不可欠です。ゲノム編集技術によってつくられた作物や食品は、ゲノム編集によるものかどうかを最終製品から科学的に検証することが困難です。商業栽培・飼育を想定し、消費者の選択権を担保するトレーサビリティ流通を確立してください。
4. 取扱要綱の見直しについて、ゲノム編集技術応用食品等に関する利用の実績又は今後の科学的知見の充実、国際的動向を踏まえ必要に応じて見直しをおこなうこととする、としています。見直しを確実に行ってください。

以上